



徳島労働局発表  
令和元年11月26日

【照会先】  
徳島労働局雇用環境・均等室  
室長 津森 美紀  
労働紛争調整官 高島真由美  
指導係長 森 恵子  
(電話) 088(652)2718

## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

### － ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！ －

厚生労働省は、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙、職場外での飲食の機会の増加等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、事業主及び労働者等に対し職場におけるハラスメント防止の必要性及び法令に基づき必要となる取組について理解を深めるための取組を行うこととしています(別添)。

徳島労働局(局長 日根直樹)では、本月間中に特別相談窓口を開設し、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント及びパワーハラスメントに係る相談に対応することとしています(資料1)。

また、本年6月、労働施策総合推進法が改正され、事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が盛り込まれたところですが、今後の施行に向け、改正法の内容についても周知・広報を行うこととしています(資料2)。

### ◆ ハラスメント対応特別相談窓口 ◆

【期 間】 令和元年12月2日(月)～令和2年3月31日(火)

【受付時間】 8時30分～17時15分 月～金曜日(祝日除く)  
電話又は来庁による相談

【受付窓口】 徳島労働局 雇用環境・均等室 ハラスメント対応特別相談窓口

住所：徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階

電話：088-652-2718

【相談内容】 ◆妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント  
◆妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱い  
◆職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど

(添付資料)

1. ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！
2. パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！
3. 相談件数の推移